

電気通信事業法第33条第7項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧

新

別添に示す接続形態を別表2に追加する。

附 則（平成25年9月26日西設相制第63号）

この改正規定は、平成25年9月26日から実施します。

2-2 DSL回線以外との接続形態別利用者料金請求、網使用料支払事業者等

NO.	第1表		
	発信事業者	経由事業者	着信事業者
207-11	PHS事業者	中継事業者	当社
443-15	PHS事業者	中継事業者及び当社等	端末系事業者

番号	第2表 (参考)	第3表	第4表	備考欄
	利用者料金設定事業者	利用者料金請求事業者	網使用料支払事業者	
D 1	中継事業者	PHS事業者	中継事業者	
D 1	中継事業者	PHS事業者	中継事業者	